



## 安全データシート (SDS)

## 1. 化学品及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8  
担当  
TEL(03)3270-2701  
FAX(03)3270-2720  
緊急連絡 同上  
改訂日 2023/08/02  
SDS整理番号 04105252

製品等のコード : 0410-5252

製品等の名称 : 1,2-ジクロロプロパン

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)  
金属用洗浄剤、油脂・樹脂・ゴム・ワックス・アスファルト溶剤、  
ドライクリーニング用溶剤、四塩化炭素・テトラクロロエチレン合成原料、  
殺線虫剤 など

使用上の制限 : 推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと



## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

## 物理化学的危険性

引火性液体 : 区分2  
自然発火性液体 : 区分に該当しない

## 健康に対する有害性

急性毒性(経口) : 区分4  
急性毒性(経皮) : 区分に該当しない  
急性毒性(吸入:蒸気) : 区分に該当しない  
皮膚刺激性/刺激性 : 区分2  
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分2A  
皮膚感作性 : 区分1  
発がん性 : 区分2  
生殖毒性 : 区分2  
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分1(腎臓、血液、肝臓)、  
区分3(麻酔作用、気道刺激性)  
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 区分1(腎臓、血液系、肝臓)、  
区分2(呼吸器)

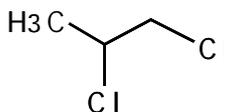
## 環境に対する有害性

水生環境有害性 短期(急性) : 区分3  
水生環境有害性 長期(慢性) : 区分3

注意喚起語: 危険

## 危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気  
飲み込むと有害(経口)  
皮膚刺激  
強い眼刺激  
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ  
発がんのおそれの疑い



生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い  
 肝臓、血液、腎臓の障害  
 眠気及びめまいのおそれ  
 呼吸器への刺激のおそれ  
 長期又は反復ばく露による肝臓、血液系、腎臓の障害  
 長期又は反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ  
 水生生物に有害  
 長期的影響により水生生物に有害

## 注意書き

## 【安全対策】

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。  
 容器を密閉しておくこと。  
 容器を接地すること、アースをとること。  
 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。  
 火花を発生させない工具を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 ミスト、蒸気などを吸入しないこと。  
 取扱い後は、よく手を洗うこと。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。  
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
 環境への放出を避けること。

## 【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせない。気分が悪い時は医師に連絡すること。  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。  
 皮膚を多量の水と石鹸で洗うこと。  
 眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。  
 気分が悪い時は医師に連絡すること。  
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診察、手当を受けること。  
 眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。  
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

## 【保管】

日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

## 【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分	：	化学物質
化学名	：	1,2-ジクロロプロパン (別名) 2,3-ジクロロプロパン、塩化プロピレン、 二塩化プロピレン、プロピレンクロリド (英名) 1,2-Dichloropropane (EC名称)、 2,3-Dichloropropane、 Propylene chloride、Propylene dichloride、 Propane, 1,2-dichloro- (TSCA名称)
成分及び含有量	：	1,2-ジクロロプロパン、 98.0%以上
化学式および構造式	：	CH <sub>3</sub> CHClCH <sub>2</sub> Cl、 C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> Cl <sub>2</sub> 、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量	：	112.99
官報公示整理番号(化審法)	：	(2)-81
	：	(安衛法) 公表化学物質(化審法番号を準用)
CAS No.	：	78-87-5
EC No.	：	201-152-2
危険有害成分	：	1,2-ジクロロプロパン

## 4. 応急措置

吸入した場合	：	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の手当を受ける。
皮膚に付着した場合	：	直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。 皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗う。

- 皮膚刺激又は発疹が生じた時は医師の手当を受ける。  
汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
- 目に入った場合 : 直ちに、水で15分以上注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して固着していなければ除去し、洗浄を続ける。  
まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。  
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに口をすすぎ、うがいをする。無理に吐かせない。  
強制的に吐かせると、本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り高熱が出て出血性肺炎を引き起こす危険性がある。  
水に活性炭を懸濁した液を飲ませる。  
意識がない時は、何も与えない。もし、嘔吐が自然に生じた時は、気管への吸入が起きないように、頭を尻より下に身体を傾斜させ、肺への還流を防ぐ。嘔吐後、意識が戻れば、水を飲ませる。体の保温に努め、速やかに医師の診察を受ける。  
気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状 :  
吸入 : 咳、嗜眠、頭痛、咽頭痛  
皮膚 : 皮膚の乾燥、発赤、痛み  
眼 : 発赤、痛み  
経口摂取 : 腹痛、下痢、嗜眠、頭痛、吐き気、嘔吐
- 医師に対する特別注意事項 : 必要に応じて有機溶剤用の防毒マスクを着用する。  
火気に注意する。

## 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 本製品は可燃性、引火性であり、非常に燃焼しやすい。  
水噴霧、二酸化炭素、泡消火剤、粉末
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水(本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある。)
- 特有の危険有害性 : 引火性が高い。  
非常に燃え易いので、熱、火花、火災で容易に発火する。  
引火点(16 )以上では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。  
本品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することがある。遠距離引火の可能性もある。  
加熱により容器が爆発するおそれがある。  
火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を遮断する。  
火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。  
危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。  
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

## 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。  
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。  
皮膚、眼などの身体とのあらゆる接触を避ける。  
風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。  
蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。  
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
- 回収、中和 : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。  
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、液面を泡で覆い密閉できる容器などに回収する。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。  
漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。  
周辺の発火源を速やかに取除く。  
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

## 7. 取扱いおよび保管上の注意

- 取扱い  
技術的対策 : 裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。  
ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。

- 指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。  
 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。  
 指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。  
 指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。  
 炎、火花または高温体との接触を避ける。  
 本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。  
 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。
- 局所排気・全体換気 : 局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。
- 安全取扱い注意事項 : 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わない。  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。  
 吸い込んだり、目、手や皮膚及び衣類に触れないように保護具を装着する。  
 密閉系にするか、又は、防爆型電気および照明設備を使用する。  
 帯電を防ぐ(例えばアースを使用)。  
 防爆工具を使用する。  
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。  
 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。  
 取扱い後はよく手を洗う。
- 接触回避 : 炎、火花または高温体との接触を避ける。
- 保管 : 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。  
 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽質な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。  
 保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。  
 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- 保管条件 : 光のばく露や高温を避けて保管する。  
 容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。  
 施錠して保管する。  
 本品を貯蔵する所には「火気厳禁」等の表示を行う。  
 混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
- 混触危険物質 : 強酸化剤（硝酸塩、塩素酸塩、過酸化物、過塩素酸塩など）
- 容器包装材料 : ガラスなど

<参考> 本品のデータなし。  
 類似のジクロロエタン（二塩化エチレン）のデータを示す。

容器包装材料の室温における耐薬品性（あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要）

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレンゴム x クロロプレンゴム(ネオプレン) x ニトリルゴム x ブチルゴム x  
 天然ゴム x シリコンゴム x フッ素ゴム(バイトン、ダイエル) テフロン  
 軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン アルミニウム 銅  
 軟質塩ビ x 硬質塩ビ x ポリスチレン x ABS x ポリエチレン ポリプロピレン  
 ナイロン x アセタール樹脂 x アクリル樹脂 x ポリカーボネート x ガラス

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 10ppm  
 許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標） :  
 日本産衛学会 : 設定されていない。  
 ACGIH : TLV-TWA 10ppm
- 設備対策 : この物質を貯蔵しないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。  
 引火点以上で取扱う場合は防ばくの電気、照明機器を使用する。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずる。  
 作業場には防ばく型の局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設置する。  
 密閉された装置、機器又は局所排気を使用しなければ取扱ってはならない。
- 保護具 :  
 呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具（有機ガス用防毒マスク）を着用する。  
 手の保護具 : 保護手袋（テフロン製、ふっ素ゴム(バイトン)製等）を着用する。



	れるので、区分2とした。 皮膚刺激(区分2)
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	: ウサギを用いた眼刺激性試験の結果(NITE初期リスク評価書 No.39(2005))の記述および、ヒトへの影響の記述(環境省リスク評価第2巻(2003); Patty,1995)から「回復性のある中等度の刺激性を有する」と考えられるので、区分2Aとした。強い眼刺激(区分2A)
呼吸器感受性	: 分類できない。
皮膚感受性	: ヒトの2つの症例(EHC 146(1993))の記述より、「皮膚感受性がある」と考えられることから、区分1とした。 アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ(区分1)
生殖細胞変異原性	: 区分に該当しない。 NITE初期リスク評価書No.39(2005)の経世代変異原試験結果(ラット用いる優性致死試験)は陰性のあった。
発がん性	: 吸入によるがん原性試験の結果、ラットでは、雌雄に鼻腔腫瘍の発生増加が認められ、がん原性を示す証拠であると考えられた。マウスでは、雄にハーパー腺の腺腫の発生増加が認められ、雄に対するがん原性を示唆する証拠であると考えられた。また、雌に細気管支-肺胞上皮がんを含む肺腫瘍の発生増加が認められ、雌に対するがん原性を示す証拠であると考えられた(厚生労働省委託癌原性試験, 2005)。経口によるがん原性試験の結果ラットでは腫瘍の明らかな増加は認められなかったが、マウスでは雌雄とも肝細胞腺腫と肝細胞がんの発生増加が認められ、がん原性を示す証拠であると考えられた(NTP TR 263, 1988)。以上より区分2とした。 発がんのおそれの疑い(区分2)
生殖毒性	: ラットを用いた2世代試験で、親動物に影響の出た濃度で、出生時体重の低値、新生児の死亡率が増加がみられた(NITE初期リスク評価書 No.39(2005))ことから、区分2とした。 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い発がんのおそれの疑い(区分2)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: ヒトでは「ショック、うわごと、心血管系への障害がみられて36時間後に死亡している。解剖所見では、肝臓の壊死」(ACGIH,2006)、「腎臓への急性影響、腎尿管壊死」(EHC 146(1993))、「中枢神経系抑制に起因すると考えられる疲労感」(ATSDR(1989))等の記述、実験動物については、「呼吸器刺激性」(ACGIH, 2006)、「呼吸困難、運動性低下、昏睡」(NITE初期リスク評価書 No.39(2005))等の記述があることから、肝臓、血液系、腎臓が標的臓器と考えられ、気道刺激性、麻酔作用を示した。 以上より、分類は区分1(肝臓、血液系、腎臓)、区分3(気道刺激性、麻酔作用)とした。 肝臓、血液系、腎臓の障害(区分1) 眠気又はめまいのおそれ(区分3) 呼吸器への刺激のおそれ(区分3)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: ヒトについては、「溶血性貧血、肝臓及び腎臓の機能障害の報告」(NITE初期リスク評価書 No.39(2005),ACGIH, 2006)等の記述、実験動物については、「嗅上皮変性」(NITE初期リスク評価書 No.39(2005))の記述から、腎臓、肝臓、血液系、呼吸器が標的臓器と考えられた。なお、実験動物に対する影響は、区分2に相当するガイダンス値の範囲でみられた。 以上より、分類は区分1(腎臓、肝臓、血液系)、区分2(呼吸器)とした。 長期又は反復ばく露による肝臓、血液系、腎臓の障害(区分1) 長期又は反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ(区分2)
誤えん有害性	: 分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性 短期(急性)	: 甲殻類(ネコゼミジンコ属)48時間EC50= 13600 µg/L (環境省リスク評価書第2巻(2003)) 水生生物に有害(区分3)
水生環境有害性 長期(慢性)	: 急性毒性が区分3、生物蓄積性が低いものの(BCF=6.9(既存化学物質安全性点検データ))、急速分解性がない(BODによる分解度:0%(既存化学物質安全性点検データ))ことから、区分3とした。

	長期的影響により水生生物に有害（区分3）
残留性・分解性	: 難分解性。BOD分解度 = 0%
生物蓄積性	: 低濃縮性。BCF = 6.9
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。 都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。 （参考）燃焼法 可燃性溶剤と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉（おが屑）等に吸収させて、アフターバーナー及びスクラバーを具備した焼却炉の火室で、できるだけ高温（ダイオキシン発生抑制のため850 以上）で焼却する。
汚染容器及び包装	: 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

## 14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 130

## 国際規制

## 海上規制情報（IMDGコード/IMOの規定に従う）

UN No. : 1279  
Proper Shipping Name : 1,2-DICHLOROPROPANE  
Class : 3（引火性液体）  
Sub risk : -  
Packing Group : II  
Marine Pollutant : No（非該当）  
Limited Quantity : 1L

## 航空規制情報（ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う）

UN No. : 1279  
Proper Shipping Name : 1,2-Dichloropropane  
Class : 3  
Sub risk : -  
Packing Group : II

## 国内規制

## 陸上規制情報（消防法、道路法の規定に従う）

## 海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う）

国連番号 : 1279  
品名 : 1,2-ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）  
クラス : 3  
副次危険 : -  
容器等級 : II  
海洋汚染物質 : 非該当

MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類 : Y（1, 2 - ジクロロプロパン）

## 航空規制情報（航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う）

国連番号 : 1279  
品名 : 1,2-ジクロロプロパン  
クラス : 3  
副次危険 : -  
等級 : II

少量輸送許容物件

許容量

## 特別の安全対策

: 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒しもしくは破損しないように積載する。

危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。  
 危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。  
 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。  
 重量物を上積みしない。  
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。  
 必要に応じ移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	: 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (政令番号 第254号「1,2-ジクロロプロパン、 対象重量%は 0.1) ) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (政令番号 第254号「1,2-ジクロロプロパン、 対象重量%は 0.1) ) (別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 特定化学物質等 第2類物質 (特定化学物質等障害予防規則) 作業環境評価基準 法第28条第3項「厚生労働大臣が定める化学物質」 (基安労発第0326002号 H21.3.26)
化審法	: 優先評価化学物質の取り消し(官報公示日: 2017/03/30) No.12「1, 2 - ジクロロプロパン」 旧第二種監視化学物質 (官報公示日: 1988/03/14) No.11「1, 2 - ジクロロプロパン」
毒物及び劇物取締法 消防法	: 非該当 : 危険物 第4類 第一石油類 非水溶性、指定数量200L、 危険等級 (法第2条第7項危険物別表第1)
化学物質排出管理促進法(PRTR法)	: 分類 「第1種指定化学物質」 : 政令番号 「1-206」 : 管理番号 「178」 : 政令名称 「1, 2 - ジクロロプロパン」  ただし、R5年3月31日まで、 : 分類 「第1種指定化学物質」 : 政令番号 「1-178」 : 管理番号 「178」 : 政令名称 「1, 2 - ジクロロプロパン」
船舶安全法 航空法 海洋汚染防止法 水質汚濁防止法	: 引火性液体類 : 引火性液体 : 有害液体物質 Y類物質「1, 2 - ジクロロプロパン」 : 指定物質(施行令第三条第三項) 「1,2-ジクロロプロパン」
大気汚染防止法 輸出貿易管理令	: 有害大気汚染物質(政令番号: 中環審第9次答申の81) : キャッチオール規制(別表第1の16項) HSコード: 2903.19 第29類 有機化学品 ・輸出統計番号(2023年4月版): 2903.19-000 「炭化水素のハロゲン化誘導体 - 非環式炭化水素の塩素化誘導体(飽和のものに限る。): その他のもの」 ・輸入統計番号(2023年4月1日版): 2903.19-090 「炭化水素のハロゲン化誘導体 - 非環式炭化水素の塩素化誘導体(飽和のものに限る。): その他のもの」 - その他のもの」

## 16. その他の情報

(注) 本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

## 労働災害事例:

1991年に新築社屋に移転した大阪の印刷会社において、校正印刷に従事する従業員に胆管がんが多発する問題が発生した(2012年6月)。1991~2003年に働いた12人が

胆管がんを発症し、うち7人が死亡した。  
この作業場では、印刷見本を刷る校正印刷は多くの種類の見本を少しずつ刷るため、印刷機を有機溶剤（ジクロロメタン、1,2-ジクロロプロパン）で洗浄する頻度が一般の印刷に比べ極めて高いにもかかわらず、この作業場内にはあまり外気が入っていない、必要な換気量を満たしていなかったのが原因と疑われた。

## 参考文献 :

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances	NIOSH CD-ROM
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点における知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。